

7 水管第 1376 号  
令和 7 年 9 月 4 日

水産政策審議会 会長  
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 小泉 進次郎

特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和 7 管理年度  
における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 484 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前								
<p>すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 すけとうだらオホーツク海南部</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 72,000トン</p> <p>二（略）</p> <p>三 大臣管理漁獲可能量（法第十五条第一項第三号関係） 法第十五条第一項第三号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">大臣管理区分</th> <th style="text-align: center;">大臣管理漁獲可能量</th> </tr> <tr> <td>すけとうだらオホーツク海</td> <td style="text-align: center;">71,900</td> </tr> </table>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	すけとうだらオホーツク海	71,900	<p>すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一・第二（略）</p> <p>第三 すけとうだらオホーツク海南部</p> <p>一 漁獲可能量（法第十五条第一項第一号関係） 58,000トン</p> <p>二（略）</p> <p>三 大臣管理漁獲可能量（法第十五条第一項第三号関係） 法第十五条第一項第三号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">大臣管理区分</th> <th style="text-align: center;">大臣管理漁獲可能量</th> </tr> <tr> <td>すけとうだらオホーツク海</td> <td style="text-align: center;">57,900</td> </tr> </table>	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	すけとうだらオホーツク海	57,900
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量								
すけとうだらオホーツク海	71,900								
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量								
すけとうだらオホーツク海	57,900								

南部沖合底びき網漁業 (略)	(略)	南部沖合底びき網漁業 (略)	(略)
第四～第八 (略)		第四～第八 (略)	

**令和 7 管理年度すけとうだらオホーツク海南部  
漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について**

令和 7 年 9 月  
水 産 庁

**1 T A C**

(1) 変更の理由

本資源については、資源管理基本方針別紙 2-10「すけとうだらオホーツク海南部」第 4 の 2 の規定により、漁獲可能量（T A C）の算定方法は、「資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する」としているところ。

令和 7 管理年度の漁獲実績は、令和 7 年 6 月時点で 37,916 トンであり、7 月の沖合底びき網漁業による漁獲量を加算すると 46,605 トンに達し、漁期全体の予測は、「近年の最大漁獲量」を上回る。

このため、T A C を下記のとおり新たな「「近年の最大漁獲量」を考慮した数量」に変更する。

(2) 令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）の T A C

変更後	72,000 トン
変更前	58,000 トン

(参考 1) 72,000 トンの計算方法

年間漁獲予測量（下記 (1)～(3) の合計値）を千トン未満切り上げて算出。

- (1) 4 月～6 月：令和 7 管理年度の漁獲実績（37,916 トン）
- (2) 7 月：令和 7 管理年度の沖合底びき網漁業の漁獲実績＋他管理区分について過去の操業状況をもとに漁獲量を推定（8,694 トン）
- (3) 8 月～翌 3 月：過去の操業状況をもとに漁獲量を推定（24,769 トン）

(参考 2) すけとうだらオホーツク海南部 T A C の推移・漁獲実績

単位：トン

	R7 年 (変更案)	R7 年	R6 年	R5 年	R4 年	R3 年
T A C	72,000	58,000	58,000 (60,000)	58,000	58,000 (63,000)	56,000 (62,000) (58,000)
漁獲実績	-	-	54,166	37,561	56,723	53,991

※括弧内は変更後の数字（期中改定があった場合）

(参考3) 資源管理基本方針 別紙2-10「すけとうだらオホーツク海南部」より抜粋

#### 第4 漁獲シナリオ

##### 1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

##### 2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

## 2 大臣管理漁獲可能量

資源管理基本方針別紙2-10「すけとうだらオホーツク海南部」第6の1に従い、別紙のとおり大臣管理漁獲可能量を変更する。

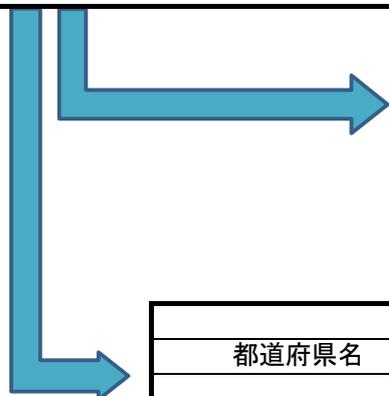
(参考4) 資源管理基本方針 別紙2-10「すけとうだらオホーツク海南部」より抜粋

#### 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

##### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだらオホーツク海南部	72,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	71,900

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	北海道については、現行水準とする。